

議案第13号

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

」を

「

5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金に係る勤務年数の区分を追加し、消防団員の処遇の改善を図るため、本案を提出する。